

## ふくしま県北移住・定住情報誌作成業務委託仕様書（案）

### 1 本仕様書の目的

本仕様書は、委託者（福島県）が受託者に委託する標記事業について必要な事項を定めたものであり、受託者は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

### 2 業務名

ふくしま県北移住・定住情報誌作成業務

### 3 業務の目的

首都圏等在住の20～40歳代を対象に、県北地方への先輩移住者が感じる地域の魅力、移住したきっかけ、移住後の生活スタイルがイメージしやすい情報等を発信することで、県北地方への興味・関心を高め、移住・定住人口や関係人口の拡大につなげる。

※ 県北地方：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

### 4 委託業務期間

契約締結の日から令和6年3月15日（金）まで

### 5 委託業務内容

上記3の目的を達成するための情報誌の作成。

#### (1) 基本方針

以下の基本方針を踏まえて、作成すること。

ア メインターゲットは、首都圏等在住の20代～40代の世代とする。

イ 誌面に掲載する先輩移住者は、受託者からの推薦を踏まえ、業務委託契約締結後に県と協議の上、決定するため、企画提案時に予め候補者から了解を得る必要はない。

なお、推薦に当たっては、以下の（ア）～（ウ）の点に留意すること。

（ア） 県北地方へ自らの判断で移住した方（地方での暮らしに興味がある・就農するため等）であり、県北地方での等身大の暮らしを伝える点で優れた方であること。

（イ） 2名以上の候補者を推薦すること。（最大でも5名までとする。）

なお、それぞれの候補者について、氏名・基本的な属性（年代・性別・職業・家族構成等）と推薦理由・移住理由・移住形態（U・I・Jターン）等を紹介すること。

※基本的な属性については重複を避けること。

（ウ） 首都圏から県北地方へIターンした方を推薦することが望ましいが、これに限らず、Uターン、首都圏以外からのIターン等の方についても推薦を可とする。

## (2) 情報誌の作成

### ア 企画・作成

情報誌の作成に必要な企画、取材、撮影、記事作成・編集、デザイン、構成、印刷等の業務を行うこととする。

### イ 情報誌の名称

受託者からの提案とし、協議の上、決定する。

### ウ 掲載内容

情報誌には、先輩移住者に関する以下の事項の内容等を掲載するものとする。

- ・先輩移住者が感じる県北地方の魅力
- ・県北地方に移住したきっかけ
- ・現在取り組んでいること
- ・今後どのように生活していきたいか

※上記の他、移住後の生活等を伝える上で必要な事項があれば提案すること。

### エ 情報誌の構成・規格・デザイン

受託者からの提案を受け、協議の上、決定するが、上段5(2)ウの内容が、読み手に効果的に伝わるような工夫をすること。

### オ 作成部数

5,000部

### カ 校正

完成版の印刷・製本前に委託者による校正を2回以上行うものとする。

## (3) 情報誌の納品等

### ア 情報誌の納品先

作成した情報誌はすべて県北地方振興局に納品すること。

### イ 情報誌の配架予定箇所

現時点での配架予定箇所は以下のとおりであるが、この他に広報上、効果的と思われる施設等について、首都圏の施設等を中心に理由と併せ、複数提案すること。

- ・ふくしまぐらし相談センター
- ・日本橋ふくしま館 MIDETTE
- ・県北管内移住情報ステーション(21箇所)
- ・県北管内市町村役場(8市町村)

## (4) 情報誌の電子版の作成

県ホームページ等に掲載するための情報誌の電子データ版を作成すること。

## (5) その他

- ・上記以外で、本事業の目的達成のために有効な取組がある場合は、提案すること。
- ・委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。

## 6 成果品

実績報告書に以下を添付の上、成果品として提出すること。

- ・印刷・製本した情報誌
- ・情報誌の版下データ（PDF 及び再編可能なデータ）
- ・本業務により撮影及び入手した画像データ

※ 本業務に基づく創作物の著作権は、すべて委託者に帰属するものとする。

## 7 その他の提出書類

### (1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・着手届
- ・その他、委託者が業務の確認に必要と認める書類

### (2) 業務終了後に速やかに提出するもの

- ・業務完了報告書
- ・その他、委託者が業務の確認に必要と認める書類

## 8 総括責任者

本業務に当たって十分な知識を有する者を総括責任者として定めること。

## 9 その他

- (1) 受託者は、本仕様書及び委託者の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 受託者は、委託者との間で本業務を実施するために必要な打ち合わせを随時実施すること。また、受託者は進行状況等について、逐次、委託者に報告すること。なお、委託者は本業務の実施のために必要な協力をする。
- (3) 本業務により制作される成果物の著作権は委託者に譲渡するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、委託者が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (4) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議し、委託者の承認を得ること。
- (5) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。
- (6) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た個人情報等の事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (7) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、

委託者と受託者が協議の上、定めることとする。

ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。